

【卒業の認定に関する方針】

卒業認定の方針ならびに学則第5章履修方法、単位の認定の規定に基づき、すべての授業科目を履修し、104単位を修得した者について認定会議での承認を経て卒業を認定する。

学則 第5章 履修方法、単位の認定及び卒業

(卒業認定)

第15条 校長は、所定の授業科目を履修し、すべての授業科目の単位を修得した者に対して卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業を認めることができない。

(称号の称号及び国家試験受験資格)

第16条 前条第1項に定める卒業者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、特定専門課程修了者として専門士と称することができる。

2 前条第1項により、3年課程看護学科の卒業を認定した者は、看護師国家試験受験資格を得ることができる。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定の方針)

1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・スピリチュアル的に統合された存在として理解する能力を身につけている。
2. 人々の多様な価値観を尊重し、人の痛み・苦しみや喜びを共感的に理解する豊かな人間性を養い、援助的人間関係を築く能力を身につけている。
3. 生命の尊厳・人間の尊厳を守ることを基盤とし、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を身につけている。
4. 科学的根拠に基づいた看護を実践する基礎的知識・技術・態度を身につけている。
5. あらゆる健康状態や生活の場に応じて対象のニーズを理解し、対象の望むよりよい生活が営めるように看護を実践する基礎的能力を身につけている。
6. 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割と責任を自覚し、多職種と協働する能力を身につけている。
7. 看護の質の向上を目指して自己の経験を省察し、専門職として継続的に自己を成長させる能力を身につけている。